

誰もが住み続けたい・住んでみたい・行ってみたいと思える、未来につなげる“強くてしなやかな”地域づくり計画

(焼津市国土強靱化地域計画) - 概要版 -

策定の趣旨

自然災害により重要な機能が機能不全に陥らない「強さ」と、迅速な復旧・復興を可能とする「しなやかさ」を持つ地域づくりを展開
あらゆるリスクを見据えつつ、平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、いかなる災害等が発生しようとも、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限にとどめ、最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていく上での指針として策定した。

基本理念

誰もが住み続けたい・住んでみたい・行ってみたいと思える、未来につなげる“強くてしなやかな”地域づくり

計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、指針となるべきものである。

国土強靱化基本計画
(H26.6 閣議決定)

静岡県国土強靱化地域計画
(H27.4)

調和

焼津市国土強靱化地域計画

第6次焼津市総合計画 (H29年度策定予定)

基本構想：H30年度～

第1期前期基本計画：H30年度～H33年度<4年間>

焼津市地域防災計画

焼津市国土利用計画

焼津市未来創生総合戦略

焼津市都市計画マスタープラン

焼津市都市計画道路整備プログラム

焼津市情報化推進計画

焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画

焼津市子ども・子育て支援事業計画

焼津市公共施設マネジメント基本計画

焼津市地震・津波対策アクションプログラム
2014

基本目標

- いかなる災害等が発生しようとも、
- ①人命の保護が最大限図られること
 - ②市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
 - ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
 - ④迅速な復旧復興を図ること

対象とする災害(リスク)

静岡県第4次地震被害想定に基づく巨大地震・津波、土砂災害、台風等による風水害(暴風、高潮、豪雨等)などを含めた予想される大規模な自然災害全般

事前に備えるべき目標

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- 9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

目標達成に向けた計画の策定の流れ

リスクシナリオの設定

脆弱性の分析・評価

国土強靱化に係る推進方針の検討

プログラム(施策)の重点化

計画の見直し

社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直し

焼津市国土強靱化地域計画

- 9の事前に備えるべき目標
- 39の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
- 12の重点化プログラムに係るリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	国土強靱化の推進方針	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 市街地における地震による建物等の倒壊や火災による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅・建築物の耐震化、老朽空き家対策 ○学校・医療施設・社会福祉施設及び多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化 ○家具の転倒防止をはじめとする家庭内対策の促進 ○天井の脱落防止対策 ○津波、高潮対策施設の整備、耐震化 ○水門・陸閘等の自動化・遠隔化 ○河川及び洪水調整施設用の整備 ○洪水ハザードマップの作成、水害版図上訓練の実施 ○農業用排水施設の整備・補強 	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害防止施設の整備 ○山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備 ○協働による森林の多面的機能の向上 ○土地改良施設の耐震対策 ○土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備 ○災害関連情報の伝達手段の多重化 ○防災意識の向上 ○防災訓練による地域防災力の強化 ○外国人に対する危機管理対策
	1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生		
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水		
	1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生		
	1-5 情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生		
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急物資備蓄の推進 ○救援物資受入体制の整備 ○上水道の断水に備えた応急給水体制の確保 ○孤立地域における通信手段の確保 ○病院等医療機関における電力供給体制の確保 ○ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化 ○事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供 ○医療救護体制の整備 ○広域災害救急医療情報システムの適切な管理、システム研修の実施 ○下水道施設の耐震化等 ○平時からの予防措置 ○避難所の安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の設置促進 ○避難所での生活によるストレスの軽減 ○動物救護体制の整備 ○緊急輸送路等の整備、耐震対策 ○緊急輸送路等の周辺対策 ○鉄道施設の耐震化 ○耐震強化岸壁の機能向上 ○道路啓開体制の整備 ○ヘリポートの活用に関する検証 ○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化
	2-2 長期にわたる集落の孤立		
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶		
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への食料・飲料水等の供給不足		
	2-5 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺		
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
	2-7 避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態		
	2-8 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態		
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ○市の防災拠点庁舎等の津波安全性の確保、防災機能の強化 ○市の業務継続に必要な体制整備 	○各種実践的訓練の実施
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保 ○防災情報共有システムの適切な管理、訓練による操作の習熟 	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル化に対応した通信機器の整備・運用 ○災害情報の伝達手段の多重化
	4-2 同報無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（BCP）の策定の促進 ○ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化 ○河川・海岸堤防等の耐震化の推進 ○耐震強化岸壁の機能向上 ○石油貯蔵施設等を有する企業連携型業務継続計画等の構築 ○基幹的交通インフラの安全性の確保 ○陸海の多様なモードの連携によるネットワークの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送路等の整備、耐震対策 ○緊急輸送路等の周辺対策 ○耐震強化岸壁の機能向上 ○道路啓開体制の整備 ○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化 ○食料の生産・流通等関係事業所の防災対策（地震防災応急計画の策定）の促進
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止		
	5-3 焼津漁港及び大井川港の機能停止		
	5-4 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上）の機能停止		
	5-5 食料等の安定供給の停滞		
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> ○自立分散型のエネルギーシステムの導入の推進 ○ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化 ○石油基地の防災体制の充実強化 ○水道施設の耐震化 ○上水道の断水に備えた応急給水体制の確保 ○下水道施設の耐震化等 ○陸海の多様なモードの連携によるネットワークの強化 ○緊急輸送路等の整備、耐震対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震強化岸壁の機能向上 ○道路啓開体制の整備 ○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化 ○応急仮設住宅、応急借上げ住宅等、被災者の住宅の支援 ○被災者の健康支援体制の整備 ○災害ボランティアの円滑な受け入れ ○遺体の適切な対応
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止		
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態		
	6-5 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化		
	6-6 被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生		
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災力向上のための環境整備 ○消防防災体制の強化 ○石油貯蔵施設等を有する企業連携型業務継続計画等の構築 ○住宅・建築物の耐震化、老朽空き家対策 ○道路啓開体制の整備 ○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化 ○水産業、農業、観光業等の需要回復に向けた安全性の情報発信 ○原子力防災対策の推進 	
	7-2 焼津漁港及び大井川港周辺の石油タンク等の災害発生		
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺		
	7-4 風評被害等による市内経済等への甚大な影響		
	7-5 原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出による甚大な影響		
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物の処理体制の確保 ○公共事業の持続的な担い手確保 ○地域・学校における防災人材の育成・活用 ○陸海の多様なモードの連携によるネットワークの強化 ○緊急輸送路等の整備、耐震対策 ○被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進 ○津波、高潮対策施設の整備、耐震化 ○水門・陸閘等の自動化・遠隔化 ○震災復興のための都市計画行動計画の見直し・周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○恒久住宅対策 ○雇用対策 ○生活再建支援
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-4 高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-5 地盤沈下等による長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-6 被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態		
9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下	<ul style="list-style-type: none"> ○事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり ○沿岸部の地域づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○内陸部の地域づくり ○地域連携軸の形成

※ 〇 は重点化プログラムに係るリスクシナリオを示す。